



最高裁判決を踏まえた 生活保護費の追加給付について

令和7年6月の最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について、現在生活保護を受給していない世帯からの申出の受付が、令和8年8月1日から全国一斉に開始されることに伴い、岡山市においても同日から申出の受付を開始します。

1 対象となる方

現在生活保護を受給していない世帯のうち、以下に該当する世帯

- ・平成25年8月から平成30年9月までの間に岡山市で生活保護を受給したことがある世帯
- ・平成30年10月から令和8年3月までの間に岡山市で生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯など

※既にお亡くなりになった方は給付の対象とはなりません。

2 申出期間

令和8年8月1日(土)から令和9年7月31日(土)

3 申出の方法

- ・申出書、必要書類一式を郵送または受付窓口へ提出
(受付窓口:岡山市北区大供2-2-5 淳風会健康管理センター北館3階)
- ・マイナポータルサイトによるWeb申出

4 申出書類の入手方法

- ・岡山市生活保護費追加給付コールセンターへの郵送請求
- ・岡山市公式ウェブサイトからダウンロード

5 その他

- ・申出書郵送および一般的なお問合せ先
岡山市生活保護費追加給付コールセンター 050-2018-3989
- ・詳細は別紙にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 生活保護・自立支援課 児子・吉仲・能勢 直通086-803-1215 内線5945

過去に【岡山市】で生活保護を受給されていた方へのご案内

最高裁判決を踏まえた 生活保護費の追加給付について



令和7年6月の最高裁判決により、平成25年の生活扶助基準改定時の保護変更決定処分が取り消されました。これに伴い、厚生労働省が新たな水準を設け、従来の水準との差額を追加給付します。

**今回の追加給付を受け取るには、【申出書の提出】が必要です。
自動的に振り込まれません。**

対象となる方

- 平成25年(2013年)8月から平成30年(2018年)9月までの間に岡山市で生活保護を受給したことがある全ての世帯。
- 上記のほか、平成30年(2018年)10月から令和8年(2026年)3月までの間に岡山市で生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に給付される期末一時扶助費が算定された世帯なども対象になります。
- ただし、既にお亡くなりになった方は給付の対象とはなりません。

◆岡山市で平成25年8月から令和8年3月まで継続的に保護を受給していた世帯の例

世帯の例	H25.8～R8.3まで 継続して保護を 受給していた場合	H30.10～R8.3まで 継続して保護を 受給していた場合
60歳代単身の例	約10万円	約0.3万円
30歳代夫婦、 4歳の子ども1人	約13万円	約0.4万円

(※)保護を受給していた期間によっては給付額が少ない場合があります。

(※)給付額は、当時の年齢、世帯人数、お住まいの地域、保護を受給していた期間、加算の有無などによって異なります。

申出の方法

Web申出



マイナポータルサイトにアクセスして申出できます。

申出書の入手や郵送が不要で、24時間いつでも手続きが可能です。スマートフォンまたはパソコンで利用できます。

※本人確認には マイナバーカードの読み取りが必要です。
※スマートフォンは スマホ用電子証明書があればカード不要です。
※パソコンは ICカードリーダーが必要です。

郵送申出



申出書・必要書類一式を郵送で提出する方法です。申出書をお持ちでない場合は、返信用封筒と併せてお送りしますので、

岡山市生活保護費追加給付コールセンター
050-2018-3989

へお問合せください。**ご自宅で準備**でき、窓口に来られない方でも安心して申出できます。

窓口申出



申出書・必要書類を直接窓口へ提出する方法です。記入方法や必要書類について窓口担当者がご説明いたします。

申出受付期間および窓口：

**令和8年8月3日(月)～
令和9年7月30日(金)まで**

淳風会健康管理センター北館3階
(岡山市生活保護費追加給付申出受付窓口)
受付時間：平日 8:30～17:15(土日祝・年末年始除く)

- 令和9年4月1日以降、申出方法が変更となる可能性があります。

申出期間

令和8年8月1日(土)から令和9年7月31日(土)まで

郵送・窓口での申出にあたって

1. 申出書に必要事項を記入し、以下の資料をご用意ください。

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ(申出者本人確認書類等)
マイナンバーカードの写し(表面(番号の記載がない面))、運転免許証の写し、
在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等の身分確認書類など
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し(全部事項証明書)
※追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合は提出不要。
※戸籍謄本の写し(全部事項証明書)は発行日から3か月以内のものをご用意ください。
※当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください。
※保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可
- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し
※住民票の写しは発行日から3か月以内のものをご用意ください。
※保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可
※追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合は提出不要。
- ☐ 申出者本人の「3.振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し
- ☐ 同意書

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 申出書内の「加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

2: 下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いします。

- ☐ 申出者が保護受給当時の世帯主(当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者)となっているか
- ☐ 申出先の自治体で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか
(当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります)
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか

※書類に不備がある場合、確認のためお電話を差し上げるか、書類を一度ご返送するため、支給が大幅に遅れることがあります。
※申出書類の記入にあたっては、同封の記入見本を参考にして、必要事項をご確認のうえご記入ください。

問い合わせ先

追加給付に関する一般的なお問合せ

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付相談センター(厚生労働省委託事業)

☎0120-179-445

フリーダイヤル
(通話無料)

受付時間 / 9:00~17:00(土・日・祝日 除く)
※8月~10月は土・日・祝日も受け付けております。

岡山市追加給付に関する申出書郵送および一般的なお問合せ

岡山市生活保護費追加給付コールセンター

☎050-2018-3989

通話料
有料

受付時間 / 8:30~17:15(土日祝日、及び年末年始を除く)

※個別の受給可否や給付額についてはお答えできないことをご了承ください。

詳細はこちら



生活保護費の追加給付について、厚生労働省や自治体から口座番号等をお電話でお聞きすることはありません。

詐欺にご注意ください!

住所: 岡山市北区大供2-2-5